

当座勘定規定の改正について

お客様各位

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、2022年11月に現行の手形交換所にかわる「電子交換所」の設立を決定し、当金庫においても「電子交換所」での運用に変更となります。

これに伴い、当金庫の当座勘定規定（手形用法・小切手用法含む）について下記のとおり改正いたしますのでお知らせいたします。

なお、改正日以前に当座勘定をご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 改正日

2022年11月4日（金）

2. 改正する規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 主な改正内容

- ・支払済証券の返却期限の追加
- ・イメージファイルにより印鑑照合等を行うことを追加
- ・個人情報情報センターへの登録条項削除
- ・手形・小切手用法における金額複記・訂正なつ印時の注意点、チェックライター
の使用方法、使用可能文字一覧の追加 等

※改正の詳細および改正後の規定は以下をご覧ください。

- ・[改正後の当座勘定規定（一般用）](#)
- ・[当座勘定規定（一般用）新旧対照表](#)
- ・[改正後の当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)
- ・[当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表](#)